

## 江戸川区立江戸川小学校PTA規約における新旧対照表

## 第1章 名称

## 第1章 名称

旧(改正前)		新(改正後)		変更点
第1条	<u>この会は、江戸川区立江戸川小学校PTAという。</u>	第1条	本会を江戸川区立江戸川小学校PTAと称し、事務局を東京都江戸川区江戸川一丁目1番16号の江戸川区立江戸川小学校(以下、「学校」とする。)におく。	条、表現の変更 下線部分を修正
第2条	<u>この会は、事務所を江戸川区立江戸川小学校内、東京都江戸川区江戸川一丁目三十七番地におく。</u>	削除	削除	第1条に統合 下線部分を削除

## 第2章 目的

## 第2章 目的

改正前		改正後		改正点
第3条	<u>この会は、保護者と教職員とが協力して、学校、家庭及び社会における幸福な成長を図ることを目的とする。</u>	第2条	本会は、学校、家庭及び地域と協力して、児童の健全育成と児童福祉に努めることを目的とする。	条、表現の整理 下線部分を修正
第4条	<u>この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。</u> (1) 学校、家庭及び一般社会の協力によって、児童福祉を増進する。 (2) 地域社会の向上に努め、社会教育の徹底を期する。 (3) 学校と家庭の綿密な連絡により、児童の心身の健全な発達を図るとともに、学校教育の目標の実現に努める。 (4) 学校及び地域社会の教育環境の整備に努める。	削除	削除	第3条と統合 下線部分を削除

## 第3章 方針

## 第3章 方針

改正前		改正後		改正点
第5条	<u>この会は、教育の向上を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。</u> (1) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為を行わない。 (2) 国及び地方公共団体からの教育予算の充実に努める。 (3) 学校の教育方針に協力し、教育環境の整備に努めるが直接学校の管理や教職員の人事に干渉しない。 (4) 児童福祉のための活動する他の諸団体と協力するが、他団体からの干渉を受けない。	第3条	本会は、学校と連携協力する自主団体として、次の方針に基づいて活動する。 (1) 会員の総意によって民主的に運営し、原則として総会や運営委員会で協議決定された事項に基づいて活動する。 (2) 本会は、本旨を同じくする他団体と協力して活動するが、政治的・宗教的に中立の立場を遵守し営利活動を行ない。 (3) 学校の教育方針に協力し活動するが、学校の経営や人事には干渉しない。	条、表現の整理 下線部分を修正及び一部削除

## 第4章 会員

## 第4章 会員

改正前		改正後		改正点
第6条	<u>この会の会員になることができる者は、次のとおりである。</u> (1) 江戸川区立江戸川小学校に在籍する児童の保護者。またはこれに代わる者。(以下保護者という) (2) 江戸川区立小学校に勤務する校長及び教職員(以下教職員という)	第4条	本会の会員資格は、江戸川区立江戸川小学校に在籍する児童を保護する家庭やそれに代わる団体、及び江戸川区立江戸川小学校とする。 2 本会の入・退会については、別途定める。 3 第1項に定める会員資格を喪失することにより退会する場合は、別途定める。	条、表現の整理 下線部分を修正及び入退会の規定について新設
第7条	<u>この会の会員は、すべて平等と権利を有する。</u> 2 会員が、この会の目的に著しく反し、会の統率を乱すことがあるときは、運営委員会にはかり、その処置をきめることができる。	削除	削除	条、下線部分の削除
		第5条	本会の目的に著しく反する場合、退会させることができる。	新設

## 第5章 会計

## 第5章 会計

改正前		改正後		改正点
第8条	<u>この会の会員は、会費を納めるものとする。</u> 2 会費は一家庭月額四百円を納めるものとする。	第6条	本会の活動を推進するために会費を徴収することができる。 2 会費の徴収については、別途定める。	条、表現の整理 下線部分を修正
第9条	<u>この会の活動に要する経費は、会費、事業収入、寄付金及びその他の収入によって支弁される。</u>	第7条	本会の活動に要する経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入とする。	条、表現の整理 下線部分を修正
第10条	<u>この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。</u>	第8条	本会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行う。 2 追加予算が発生した場合、追加予算案を総会において審議し承認を得なければならない。但し、総会を開催することができない場合は、幹事会において審議し承認を得た後、直近の総会において承認を得るものとする。	条、表現の整理 下線部分を修正及び追加予算について新設
第11条	<u>この会の決算は、会計監査を経て定期総会に報告され、会員の承認を得なければならない。</u>	第9条	本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。	条、表現の整理 下線部分を修正
第12条	<u>この会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年の三月三十一日に終わる。</u>	第10条	本会の会計年度は、毎年四月一日から始まり、翌年の三月三十一日に終わる。	条、表現の整理 下線部分を修正

## 第6章 役員

## 第5章 役員

改正前		改正後		改正点
第13条	この会の役員は、次の通りとする。 (1) 会長 一名 (2) 副会長 若干名(教職員を含む) (3) 書記 四名(教職員を含む) (4) 会計 三名(教職員を含む) 2 役員は、会計監査委員を兼ねることができない。 3 会長以外の役員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする	第11条	本会の役員は、次のとおりとする。 (1) 会長 一名 (2) 幹事 一～七名以内 2 幹事の中から会計担当を一名以上互選する。但し、任期を2年以内とし再任を認めない。 3 役員は、会計監査を兼ねることができない。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び幹事の規定及び役員と会計監査の兼務の禁止について新設
第14条	役員は、別に定める「役員・会計監査委員候補者推薦委員会」の指名により定期総会において会員の承認を得て選出される。	第12条	役員は、総会の承認を得て決定する。 (2) 役員に欠員が生じた場合、会長については総会で、その他役員については総会において会員の承認を得て決定する。但し、総会を開くことができない場合は幹事会の承認により決定し、直近に行われる総会においてすることが報告し了承を得る。なお、任期は前任者の在任期間とする。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び総会を開催できない場合の幹事会の権限について新設
第15条	役員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。	第13条	役員の任期は一年とし、再任は二回限りとする。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び役員の再任について規定
		第14条	役員の仕事は次の通りとする。 (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、総会、運営委員会を招集する。 (2) 幹事は、会長を補佐し、会長が不在の場合には会長代理を務める。また、本会の運営に関わる会計、庶務、障害等を担当する。 (3) 会計を担当する幹事は、本会の経理を担当し、予算及び決算を担当する。	新設
第16条	会長は次の職務を担う。 (1) この会を総括し、総会、運営委員会及び役員会を招集し、それぞれの会を主宰する。 (2) 他の役員及び校長の意見を聞いて、各種委員会の正副委員長を委嘱する。		削除	第16条から第19条を統合整理し、条文を削除
第17条	副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。 2 会長に欠員が生じたときは、副会長の互選により会長を選任する。その任期は、前任者の残任期間とする。		削除	第16条から第19条を統合整理し、条文を削除
第18条	書記は次の職務を行う。 (1) 総会、運営委員会及び役員会の議事、並びにその会の活動に関する重要事項を記録する。 (2) 記録、通信その他の書類を保管する。 (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。		削除	第16条から第19条を統合整理し、条文を削除
第19条	会計は、次の職務を行う。 (1) 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。 (2) 総会、運営委員会及び役員会において、必要に応じて会計報告を行う。ただし、定期総会においては、会計監査を経た決算の報告をする。 (3) この会の財産を管理し、予算の立案にあたる。		削除	第16条から第19条を統合整理し、条文を削除

## 第7章 会計監査委員

## 第6章 会計監査

改正前		改正後		改正点
第20条	この会の経理状況を監査するために、二名の会計監査委員を置く。	第15条	本会の収支について監査を行い、総会において監査報告をするために、本部役員を除く会員並びに非会員より二名の会計監査委員をおく。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正
第21条	会計監査委員は、「役員・会計監査委員候補者推薦委員会」の指名により、定期総会において会員の承認を得て選任される。	第16条	会計監査は、総会において会員の承認を得て選任される。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正
第22条	会計監査委員は、必要に応じて、この会の経理状況について監査することができる。		削除	章を移行し、条文を削除
第23条	会計監査委員の任期を一年とする。ただし、一回に限り再任を妨げない。	第17条	会計監査の任期を一年とする。ただし、一回に限り再任を妨げない。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正
第24条	会計監査委員に欠員が生じたときは運営委員会がこれを補充する、任期は前任者の在任期間とする。	第18条	会計監査に欠員が生じたときは、幹事会がこれを補充し、任期は前任者の在任期間とする。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正

## 第8章 役員・会計監査委員候補者推薦委員会

## 第7章 役員を選出

改正前		改正後		改正点
第25条	役員及び会計監査委員の候補者を指名するときは、役員・会計監査委員推薦委員会（以下推薦委員会という）を置く。	第19条	本会の役員を選出にあたっては、全会員の中から希望者を募り、総会の承認を得て決定する。 2 役員選出に係る運営業務は幹事会が行う。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び役員を選出方法について規定
第26条	推薦委員会の選出及び就任は、次の通りに行われる。 (1) 学級学年代表委員、成人教育委員、広報委員、校外生活指導委員を推薦委員とする。 (2) 教職員の中から推薦委員を互選する。 2 推薦委員は、運営委員会の承認を得て就任する。 3 推薦委員は、役員及び会計監査委員の候補者となる。		削除	章を移行し、条文を削除
第27条	推薦委員会は委員の互選により、代表者を選出し、次の職務を行う。 (1) 役員及び会計監査委員の候補者を指名し、候補者の同意を得る。 (2) 定期総会に、役員・会計監査委員候補者を報告し、会員の承認を得る。 (3) 推薦委員会の委員は、定期総会の承認を得て、任務を解任される。		削除	章を移行し、条文を削除

## 第9章 総会

## 第8章 総会

改正前		改正後		改正点
第28条	総会は、この会の最高議決機関であって、すべての会員をもって構成される。	第20条	総会は、本会の最高議決機関であって、すべての会員をもって構成される。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正
第29条	総会においては、次の会務に関して審議し決議する。 (1) 前年度の活動報告及び決算報告と承認 (2) 新年度の活動計画及び予算の審議決定 (3) 新役員を選任ならびに承認 (4) 新委員に関する報告 (5) 会員の異動に関する報告 (6) その他の緊急処理事項	第21条	次の事項について、総会で審議し決定する。 (1) 当該年度の活動報告及び新年度の活動計画の承認 (2) 予算及び決算の承認 (3) 新役員承認 (4) 会長または幹事会において審議が必要な事項	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び総会での審議内容の事項を整理
第30条	総会は次により会長が招集する。 (1) 定期総会 毎年度初めと年度末に開催する。 (2) 臨時総会 運営委員会が必要と認めた場合又は会員の五分の一以上の要求があった場合開催する。	第22条	会長が総会を年1回招集する。但し、会長または会員の五分の一以上の要求があった場合は、臨時総会を開催することができる。 2 集合しての総会または臨時総会を行うことができない場合は、紙面またはオンラインにより開催することができる。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び総会に開催回数を変更
第31条	総会は、会員の五分の一（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、議決は単純多数決をもって成立する。もし、可否同数のときは、議長がこれを決す。	第23条	総会は、会員の五分の一（委任状を含む）の出席をもって成立し、過半数の賛成をもって決定する。但し、可否同数のときは議長が決定する。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正

## 第10章 役員会

## 第9章 幹事会

改正前		改正後		改正点
第32条	役員会は、この会の役員をもって構成され、この会の活動に必要な企画を行い、運営委員会に提案するほか、運営委員会で決定された義務の執行にあたる。 2 全校の処置をとったときは、必ず次回の運営委員会に報告しなければならない。	第24条	幹事会は、会長が招集し、幹事をもて構成される。但し、会長または幹事会が必要と判断した場合、構成員以外の参加を認める。 2 構成員のうち二分の一以上の要求があった場合、会長は幹事会を招集しなければならない。 3 集合しての開催が困難な場合は、回覧またはオンラインによる会議を行うことができる。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び幹事会を新設
第33条	役員会は原則として毎月一回例会を開くほか、会長が必要と認めたとき、又は構成員の三分の一以上の要求があったとき開催する。	第25条	幹事会は、次の事項について審議し決定する。 (1) 総会に提出する議案に関する事 (2) 役員選出に関する事 (3) 予算及び決算に関する事 (4) 総会に代わって議案を審議し決定すること (5) 会長または幹事会からの提案に関する事	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び幹事会での審議事項を規定
第34条	役員会の議事は出席者で決める。	第26条	総会に代わって審議し決定した事項について、直近の総会において報告し承認を得るものとする。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び総会に代わる幹事会の権限を規定
		第27条	幹事会は構成員の二分の一以上をもって成立し、過半数の賛成をもって決定する。但し、可否同数のときは会長が決定する。	新設

改正前		改正後		改正点
第35条	運営委員会は、役員、各種委員会の正副委員長をもって構成される。必要に応じ、地区長及び特別委員会の正副委員長をもって構成される。 2 運営委員会は総会で決定した方針に従い、調和のとれた活動を推進するための連絡・調整を行い、この会の運営にあたる。		削除	第35条から第39条を統合整理し、第24条から第27条に統合整理し、条文削除
第36条	運営委員会は、原則として毎月一回例会を開くほか、会長が必要と認めるとき、又は構成員の三分の一以上の要求があったとき開催する。		削除	第35条から第39条を統合整理し、第24条から第27条に統合整理し、条文削除
第37条	運営委員会の議事は出席者の過半数で決める。		削除	第35条から第39条を統合整理し、第24条から第27条に統合整理し、条文削除
第38条	運営委員会の任務は、次のとおりである。 (1) 役員会、各種委員会で立案された事業計画その他の企画について審議する。 (2) 総会に提出する議案を調整する。 (3) 年間計画に基づく活動に必要な収支の決算を立案する。 (4) 総会において決定した予算に従って、経理が適正に行われるよう協力し、必要に応じて予算の補正について審議する。 (5) その他、会員から委任された事項を処理する。		削除	第35条から第39条を統合整理し、第24条から第27条に統合整理し、条文削除
第39条	運営委員会は構成員の二分の一以上の出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。		削除	第35条から第39条を統合整理し、第24条から第27条に統合整理し、条文削除

改正前		改正後		改正点
第40条	この会の活動に必要な事項について、調査・研究及び企画・実行するための各種委員会を置く。	第28条	本会の目的を実現させていくため、各種委員会またはプロジェクトチームをおくことができる。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及びプロジェクトチームの設置を新設
第41条	各種委員会及び特別委員会の事業計画並びにその執行状態については、その都度運営委員会に報告し、緊密な連携を図る。	第29条	各種委員会は年間を通して活動するための組織とする。 2 年間の予算を含む活動計画及び活動結果を総会において報告し、承認を得なければならない。 3 各種委員会の設置については幹事会で決定する。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び各種委員会の規定を新設
		第30条	プロジェクトチームは1年のうち限定した期間のみ活動するための組織とする。 2 プロジェクトチームの設置は会長または会員の発意により幹事会で決定する。 3 予算を含む活動計画及び活動結果を総会において報告し、承認を得なければならない。但し総会後にプロジェクトチームを設置した場合は、幹事会において報告し了承を得た後、直近の総会において承認を得るものとする。	新設
第42条	この会の各種委員会は次のとおりとする。 (1) 学級学年代表委員会 (2) 成人教育委員会（以下成人委員会という） (3) 広報委員会 (4) 校外生活指導委員会（以下校外委員会という）		削除	第42条から第45条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
第43条	各種委員会の委員は、各学級ごとに選出する。 ただし、校外委員会は別途各地区より地区長を選出する。 また各学年ごとに校外委員を選出する。		削除	第42条から第45条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
第44条	各種委員会は、運営委員会と緊密に連携を図るとともに、委員会相互の協力を努める。 2 各種委員会の正副委員長は、委員の互選により選出する。		削除	第42条から第45条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除

第45条	特別委員会とは、必要に応じて結成される委員会を指す。特別委員会には各種実行委員会・推薦委員会・卒業対策委員会等があり、委員は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。その任務は、必要期間とする。	削除	第42条から第45条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
------	--	----	--

第13章 各種委員会の活動と任務 削除

改正前		改正後		改正点
第46条	学級学年代表委員会は、すべての学級代表で構成し、すべての学級・学年間の調整を図る。 2 学年委員会 各学年に学年委員会を置く。その学年の学級代表及び学年教員で構成し、学年内の融和と学習のための活動を推進するとともに学級間の連絡・調整を図る 学級委員会 各学級に学級委員会を置く。学級保護者会において選出した学級委員		削除	第46条から第49条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
第47条	成人委員会は、成人担当委員と成人担当教員で構成し、会員の研修、学習に必要な活動を行う。		削除	第46条から第49条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
第48条	広報委員会は、広報担当委員と広報担当教員で構成し、会員に対する情報の伝達、交換等の活動を行う。		削除	第46条から第49条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
第49条	広報委員会は、校外担当委員と校外担当教員で構成し、次の活動を行う。 (1) 学校の校外生活指導方針に協力し、地域における保護者と教職員の結び付きを強める (2) 児童をとりまく環境の改善向上に努め、各地区の自主的な活動を推進する。 (3) 地域社会及び関係諸機関並びに諸団体との連携を図る。 2 校外担当委員は、各地区に分かれ、地区委員として各地区の活動を推進する。 3 各地区の地区長は、その地区より選出された委員とする。 4 登校班の保護者班長は、原則として児童班長の保護者とする。		削除	第46条から第49条を統合整理し、第28条から第30条に統合整理し、条文削除
第50条	役員は、各種委員会のいずれかに所属し、保護者と協力・提携して活動の推進にあたる。		削除	章を移行し、条文を削除
第51条	校長は、学校管理並びに教育上、役員会、運営委員会、各種委員会に出席して、指導及び助言を行うことができる。		削除	章を移行し、条文を削除

第14章 顧問並びに特別会員 削除

改正前		改正後		改正点
第52条	この会に、運営委員会の承認を得て、顧問及び特別会員を置くことができる。		削除	章の廃止に伴い、条文を削除
第53条	顧問及び特別会員は、この会の企画・運営に寄与することはないが、この会の目的達成のため必要な指導・助言を行うことができる。		削除	章の廃止に伴い、条文を削除
第54条	顧問及び特別会員の任期は一年とする。但し、重任することを妨げない。		削除	章の廃止に伴い、条文を削除

第15条 改正 第11章 規約の改正

改正前		改正後		改正点
第55条	この規約は、会員の五分の一以上（委任状を含む）が出席する総会において、三分の二以上（委任状を含む）の賛成者がなければ、改正することができない。ただし、改正案は、総会開催の少なくとも二週間前に、全会員に知らせなければならない。	第31条	本規約は、会長または会員の発意により、総会において、三分の二以上（委任状を含む）の賛成をもって決定する。 2 本規約を改正する場合、総会開催の14日前までに会員に周知しなければならない。 3 規約の改正に必要な手続きは幹事会で決定する。	章を移行し、条、表現の整理 下線部分を修正及び規約改正の事務手続きについて新設

第12章 その他

改正前		改正後		改正点
		第32条	本会の運営が著しく困難な場合、本会の活動を休止または解散することができる。 2 本会を休止または解散する場合、幹事会において手続きを決定し、総会により三分の二以上賛成をもって決定する。 3 会長または幹事が不在の場合、前年度の役員が休止または解散までの間、会長または幹事を代行する。	章を新設し、本会の休止または解散について規定する。